

任意継続保険料納付について

1. 保険料額

任意継続保険者の保険料は全額自己負担となり、①②どちらか低い額に保険料率（94/1000）を掛けて算出されます。（健康保険法第 47 条）

①退職した時の標準報酬月額

②シンフォニアテクノロジー健康保険組合全被保険者の標準報酬月額の平均（380 千円）

保険料額は、収入額による見直しはありません。そのため基本的に 2 年間保険料の変更はありません。

ただし、介護保険該当（40 歳到達）・不該当（65 歳到達）、毎年度見直す保険料率の改定・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。

2. 保険料の納付方法

口座振替は行っておりません。

①金融機関での窓口納付

納付目的月の納付書と保険料を提出のうえ、納付期限内に納付して下さい。

振込手数料は被保険者の負担となります。

※ATM・インターネットバンキングでの振込は不可です。

②当組合窓口での納付

納付目的月の納付書と保険料を持参のうえ、来所してください。

※納付期日最終日の窓口受付時間は金融機関と同じく午後 3 時までとなります。

3. 保険料の前納制度

「保険料前納制度」とは、任意継続被保険者のうち、ご希望される方について、健康保険料を 6 ヶ月分ごと（4 月～9 月分までと 10 月～3 月分まで）、または 1 年分（4 月～3 月分まで）を一括して前納することにより、健康保険料の割引を適用するものです。

ただし、資格取得月は通常の月額保険料を納付し、前納制度の対象外となりますので、資格取得した年度の前納制度の対象期間は、以下のようになります。

①.半期払いの場合

資格取得月	対象期間
(1) 4 月～7 月	資格取得月の翌月～9 月分、10 月～翌年 3 月分
(2) 8 月	9 月分、10 月～翌年 3 月分
(3) 9 月～翌年 1 月	資格取得月の翌月～翌年 3 月分
(4) 翌年 2 月	翌年 3 月分

②.年払いの場合

資格取得月	対象期間
(1) 4 月～翌年 1 月	資格取得月の翌月～翌年 3 月分
(2) 翌年 2 月	翌年 3 月分

4. 保険料の納入期間

毎月 1 日～10 日まで（10 日が土日祝日の場合は翌営業日）に自分で保険料を納付します。前納保険料の納入時期は、前納する期間の初月の前月 1 日～月末までとなっております。

1 月払い

納付期間は毎月 1 日～10 日（土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日）

[illegible]

2 半期払い

資格取得月が 4 月 (納付期間：4 月 1 日～30 日 (5 月～9 月分の保険料前納))

9月1日～30日（10月～3月分の保険料前納）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限	月末					月末						
	納付					納付						

資格取得月が 8 月 (納付期間：8 月 1 日～31 日 (9 月分の保険料前納))

9月1日～30日（10月～3月分の保険料前納）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限					月末	月末						
						納付	納付					

資格取得月が 9 月 (納付期間：9 月 1 日～30 日 (10 月～3 月分の保険料前納))

[illegible]

資格取得月が 2 月 （納付期間：2 月 1 日～28 日（29 日）（3 月分の保険料前納））

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限												月末

3 年払い

資格取得月が 4 月 (納付期間: 4 月 1 日～30 日 (5 月～3 月分の保険料前納))

[illegible]

資格取得月が 2 月 （納付期間：2 月 1 日～28 日（29 日）（3 月分の保険料前納））

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付期限												月末